

# アスベスト全件報告義務

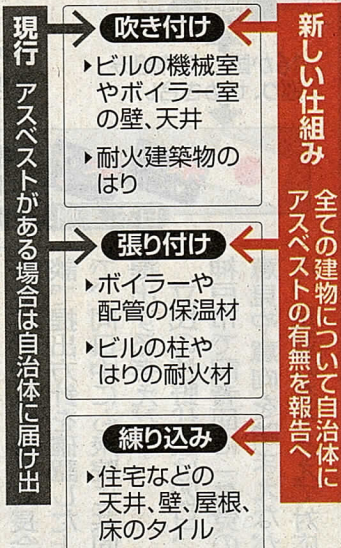
## 法改正へ 解体・改修業者ら

環境省は、住宅やビルを解体・改修する際、アスベストの有無を事前に調査し、都道府県に報告することを工事の実施者側に義務づける方針を固めた。全ての建物が対象となり、報告は年間数十万件に上る見通し。同省の審議会で人の健康や生活環境の保護を定めた大気汚染防止法の改正を検討し、2021年春の施行を目指す。

アスベストは頑丈で耐熱性に優れ、低価格という特徴を持つ。防火・防音・断熱用に住宅やビルの屋根や天井、床に用いられたほか、

**アスベスト** 極めて細い繊維状の鉱物で、1955年頃からビルや工場、住宅に広く使われた。空気中に飛散しやすく、吸い込むと中皮腫や肺がんなどを引き起こす。潜伏期間も15～50年程度と長く、中皮腫の死者は、95年の5000人から2017年には1555人に増加。05年に兵庫県尼崎市で住民の健康被害が明らかになり、労働安全衛生法に基づいて06年から使用が禁じられた。

### アスベストが使われている場所と報告の仕組み



06年に使用が禁じられたが、今も多くの建物に残る。現行の大気汚染防止法は、建物の解体・改修工事の際、事前調査を行い、建物に吹き付けるなどしたアスベストが見つかった場合は自治体に届け出を行うことになっている。また、施工業者が発注者に文書で説明するよう定めるが、調査が行われないケースも多かった。

ことになる方針。アスベストを含む民間の建物は全国で280万棟を超え、今後、解体・改修工事が増えるとされる。環境省は、年数十万～100万件の報告が義務化されるとみている。

報告主は施工業者や発注者となる見通し。報告を受けた自治体は、解体・改修現場に立ち入り検査を実施し、アスベストの飛散防止などの適切な対策が取られているかどうかを確認できる。アスベストの動向を的確に把握する狙いもある。

環境省は今後、中央環境審議会の議論を踏まえ、来年の通常国会に大気汚染防止法改正案を提出することなどを狙う。

新たな仕組みでは、解体・改修する建物は全て事前調査を行い、アスベストの有無を自治体に報告することになる。

ある建設業界関係者は「特に、中小の建設業者には調査の手間や金銭負担が重くのしかかり、報告に及び腰になる可能性もある」と話す。

小山明男・明治大学教授（建築材料学）は、「自治体の立ち入り検査を増やしたり、調査しない施工業者への罰則を厳格化したりして、制度の実効性を高める方が重要。施工業者に負担をかけすぎない工夫も必要だ」としている。